

女性活躍推進法に基づく「男女の賃金の差異」の情報公表

2022年7月8日施行の改正女性活躍推進法に基づき、学校法人 久留米大学「男女の賃金の差異」の情報を公表いたします。

●職員に占める女性職員の割合

区分	比率
全職員	64%
正規職員	60%
非正規職員	77%

(対象期間) 令和4年4月1日から令和5年3月31日

●男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

区分	比率
全職員	72%
正規職員	80%
非正規職員	76%

(対象期間) 令和4年4月1日から令和5年3月31日

●男女の平均継続勤務年数の差異

区分	男性平均継続年数	女性平均継続年数
全職員	13年	12年
正規職員	14年	14年
非正規職員	8年	8年

(対象期間) 令和5年3月31日現在